

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)
A

第1 設問1に7点

1 Xは、YのX社に対する損害賠償責任(会社法(以下法令各略)423条1項)を追及する(847条1項)ことを主張される。Xの主張は認められるか。

2 (1) 423条1項が適用されるためには ① 役員等が、② その職務を執行するに当たり、③ 会社に損害が生じたこと、④ 任職の懈怠と損害の間に因果関係があること、が必要である。

(2) Yは、X社の代表取締役であるから「役員等」にあたる(①)。

330条、民法64条により、取締役は株式会社に対し善管注意義務を負うため、善管注意義務違反がある場合、任職の懈怠といえる。

10 A社はX社の完全子会社であるから、YはA社の経営者として監視監督する義務があったといえる。よって、YはBに事情を聞くのみでそれ以上の調査をしなかつた。また、X社取締役からはA社に人員を派遣し詳細に調査した方がよいとの声があったにもかかわらず、Yはこの事実を窺うべきであった。よって、Yは調査を行わなかつた。したがって、YにはA社に対する監視監督義務違反があり、善管注意義務違反が認められるから、任職の懈怠があったといえる(②)。

20 Yが調査をしなかったら、A社の経営状況について知ることができたにもかかわらず、調査をしなかった結果、A社は事実上倒産しているから、X社に損害が生じており(④)、Yの任職の懈怠と損害の間に因果関係が認められる(④)。

(3) 以上より、423条1項の適用は認められる。

3 847条により株主代表訴訟を提起するためには、6个月前から引当金を株式を有していなければならぬ(同条1項)、Xは平成22年6月から株式を所有しているから、原告適格を満たす。

25 もしも、X社がXに847条1項の請求を受け付けた日から60日以内に責任追及の訴えを提起していれば、XはX社のために責任追及の訴えを提起でき(同条3項)。

4 (1)バツ2、Xの主張長は言ふめられ、株主代表訴訟を提起できる。

第2 設問2(内1)に712

1 本件決議取消しの訴えに対し、裁判所は本案判決をすべきか。

2 854条1項に基き役員解任の訴えを提起するためには、「役員職務の執行に由り不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実」があり、「当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決された」といふ必要がある。

Wは、本件決議により②を満した状態であるが、~~本件決議は~~

~~本件決議が~~取り消されれば②を充足しとなり、本件~~決議~~

10 取締役解任の訴えが不適法となる~~と~~と主張している。

3(1)しかし、本件決議は否決決議である。そこで、否決決議も株主総会決議の取消しの対象とする「株主総会等の決議」(831条1項)にあるかが問題となる。

(2) 株主総会決議の取消しの訴えに関する諸規定(831条、834条~839条)は、株主総会決議により新たに法律関係が生ずることを前提とするものである。しかし、否決決議によって新たに法律関係が生じることはなく、否決決議を取り消すことによって新たに法律関係が生ずることをたふす。

(3) よって、否決決議は「株主総会等の決議」(831条1項)に含まれないと解する。

4 以上より、否決決議を取消しの対象とする本件決議取消しの訴えは不適法であるため、裁判所は本案判決をすべきではない。

第3 設問2(内2)に712

1 Wは、~~第~~代理人Eに議決権を行使させ~~たこと~~~~が~~株主総会の決議方法の定款違反~~に~~とし、本件決議を取り消すことを主張する(831条1項1号)。

2 (1)株主は、代理人による議決権行使を行うことができる(310条)。これにも関わらず、定款により議決権の行使の代理人資格を株主に限定と制限することはいふされる。

30 (2)定款の定めが、合理的理由に基づくもので、定款による制限が相

検討は、
取消事由と
明記しない。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

5 当程度のものがあれば、定款又は有知である。又社定款13条は議決権行使
行使を株主に制限しているが、株主総会が株主以外の第三者により
かたしされることを防止し、会社の利益を保護するという理由によつて
2 ありと認められ、この理由は合理的であると認められる。また、又社の
株式は創業一家の代表取締役が30%、創業家一族10%が
3 約40%、その他が約30%を保有しており、議決権を代理行
4 使にくる他の株主を排除することによって困難ではないため、相当程度
5 の制限があるといえる。

10 (3) したがって、又社定款13条aに、議決権行使の代理人資格を株
主に限ると制限すること、許されるから、又社定款13条は有知である。
30 1) の代理人Eは又社の株主ではないから、Eによる議決権行使
は又社定款13条に違反する。

15 (2) も、代理による議決権行使は、株主に議決権行使を容認し、
その行使の機会を保障するという観点から重要な権利であることにかん
20 ぱみ、定款規定を一律に適用し、株主総会をかつくおそれの
よりの代理人の行使までも制限することは、「相当程度の制限」にあつ
らず、定款の規定が不当なものと認められる。よって、株主以外の者
による議決権の代理行使を認めると株主総会がかつくおそれの危険性
が大きい。定款を定めた目的を害しない場合には、定款規定の及ばず、
20 株主以外の者による議決権の代理行使を認められると解すべきである。

(3) Eは弁護士であるが、EがEに代理行使を依頼したのは毎々Eに
25 Yを支援してもらうためであつた。また、実際本件総会において、Eは数度
30 度のXの解任要求を強く非難した。これらの事情からすると、Eの議決
権行使により本件総会にかつくおそれはないと認められ、Eの議決権行使は定
35 款を定めた目的を害する。

(4) よって、Eによる議決権行使は又社定款13条に違反するため、本件総
40 会には決議方法の定款違反(83条1項(号))が認められる。

4 なる、裁判所による裁量案第(831条2項)の可能性があり、本
件決議は賛成1万2000個、反対2万1個とかなり均等していたこと、
Eにおける議論がなければ意見が異なった結果も存在すると考えられる
ことからすると、違反が重大ではないとは言えず、決議に影響を及ぼさ
ないとは言えないため、裁量案第2は認められない。

5 以上より、本件決議は取り消されるべきである。

以上

☆、一般的には子会社に對する注意義務として、
具体的な義務を特定しよう、

増山